**令和７年度**

**防府市緊急就労応援事業補助金**

**募 集 要 領**

【募集期間】

　令和７年４月１日（火）から令和７年９月３０日（火）まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　必　着

※ 交付申請書受理後、書類審査を行い、交付（不交付）決定通知書を送付します。

【提出・問合せ先】

（介護）　防府市高齢福祉課

　　　　　0835-25-2128

　　　　　防府市障害福祉課

　　　　　0835-25-2338

（保育）　防府市子育て推進課

　　　　　0835-25-2626

（運送業）防府市商工振興課

　　　　　0835-25-2574

〒747-8501　防府市寿町７番１号

（看護）　防府市健康増進課（防府市保健センター）

　　　　　0835-24-2161

　　　　　　〒747-0805　防府市鞠生町１２番１号

**防府市**

１　事業の趣旨

　慢性的な人手不足に加え、2024年問題、2025年問題等により人手不足の深刻化が懸念される介護・保育・看護・運送業の分野における人材確保を支援します。

２　補助対象者

　以下全てに該当する者が対象となります。

（１）防府市内の事業所等に令和７年４月１日以降に新たに雇用され、申請日時点で就労している者

（２）直接雇用されている者

（３）無期又は２年以上の雇用契約の者

（４）所定の労働時間が就業規則に規定する労働時間であり、週２０時間以上の労働時間である者（就業規則等において所定労働時間が明確でない場合、他の通常の労働者と所定労働時間が同等であること）

（５）雇用される事業所等において、２年以上就労する意思を有する者

（６）それぞれの業種において２ページ 表１事業所要件に掲げる事業所等

で就業する者

（７）それぞれの業種において３・４ページ 表２個人要件に掲げる個人要件

に該当する者

（８）当該補助金の対象業種の市内事業所等を就労開始日前１年以内に退職していない者

（９）市税等に滞納がない者

（10）防府市暴力団排除条例に該当しない者

（11）上記のほか、市長が補助金の交付対象として不適当と判断していない者

表１

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所要件 | |
| 次のいずれかに該当する事業所等に勤務する者であること | |
| 介護 | ・介護事業所  介護保険法（平成９年法律第１２３号。）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所。  ・障害福祉事業所  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に規定するサービスを行う事業所及び相談支援事業を行う事業所。  児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する障害児通所支援を行う事業所及び相談支援事業を行う事業所。 |
| 保育 | ・私立保育所  ・私立認定こども園  ・私立幼稚園  ・私立地域型保育事業所  ・認可外保育施設 |
| 看護 | ・病院  ・診療所  ・訪問看護ステーション |
| 運送 | ・一般貨物自動車運送事業の許可を受けた事業所又は営業所  ・一般貨物自動車運送事業（特別積合わせ）の許可を受けた事  業所又は営業所  ・特定貨物自動車運送事業の許可を受けた事業所又は営業所  ・軽貨物自動車運送事業の許可を受けた事業所又は営業所 |

表２

|  |  |
| --- | --- |
| 個人要件 | |
| 次に掲げる要件に該当する者であること | |
| 介護 | 別表１に掲げる事業所等へ「介護職等」（※）として採用された者で、下記いずれかの資格を取得済又は１年以内に取得予定の者  ◆介護事業所に雇用される者  ・介護支援専門員  ・介護福祉士実務者研修（旧訪問介護員養成研修１級課程  （旧ホームヘルパー１級））  ・介護職員初任者研修（旧訪問介護員養成研修２級課程  （旧ホームヘルパー２級））  ・介護福祉士  ◆障害福祉事業所に雇用される者  ・介護福祉士実務者研修（旧訪問介護員養成研修１級課程  （旧ホームヘルパー１級））  ・介護職員初任者研修（旧訪問介護員養成研修２級課程  （旧ホームヘルパー２級））  ・介護福祉士  ・居宅介護職員初任者研修  ・障害者居宅介護従事者基礎研修  ・重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、または統合課  程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講する  こと）  ・同行援護従業者養成研修（一般課程、または応用課程のい  ずれかを受講すること）  ・行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修  （基礎研修及び実践研修）  ・相談支援従事者初任者研修  （※）介護職等：事業所等又は居宅において相談及び身体介護、生活介護、看護等、日常的に利用者の身体面、生活面等において介護に携わる業務に従事する者 |
| 保育 | 別表１に掲げる事業所等へ「保育士」「保育教諭」「幼稚園教諭」として採用された者で、下記のいずれかの資格等を取得済又は取得予定（登録申請済）の者  ・保育士資格  ・幼稚園教諭免許 |
| 看護 | 別表１に掲げる事業所等へ「看護師」「准看護師」として採用された者で、下記のいずれかの免許を取得済の者  ・看護師免許  ・准看護師免許 |
| 運送 | 別表１に掲げる事業所等に「運転士」として採用された者で、事業に用いる車両の運転に必要な免許を取得済又は１年以内に取得予定の者 |

**＜補助対象とならない場合＞**

・令和７年４月１日以前に雇用されている場合

・申請時に就労を開始していない場合

・就労開始日前１年以内に補助対象業種の市内事業所等を退職している場合

・補助対象業種内でパート職員から正職員へ転向した場合

・事業所内で職種を変更した場合 等

３　申請受付期間

令和７年４月１日(火)から令和７年９月３０日(火)まで【必着】

４　補助金額

**補助対象者１人あたり１０万円**

５　スケジュール



６　申請手続（提出書類、受付期間、申請方法）

（１）提出書類

① 交付申請書（第１号様式）

② 申請内容確認書（別紙１）

③ 誓約書（別紙２）

④ 貨物自動車運送事業の許可を確認できる書類の写し（運送業の場合）

⑤ 雇用契約書等の写し

⑥ 経歴書（別紙３）

**※採用面接等の際に使用した履歴書等の写しでも可**

⑦ 個人の資格等が確認できる書類の写し

⑧ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）

**※ 申請の日前３ヵ月以内の日付で発行されたもの**

※ 住民登録が防府市外の方は提出不要です。

※ 課税課窓口または各出張所で取得できます。

※ 納税後２週間以内に証明書を申請する場合、納付したことを確認

できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書等（領収日付印のあるもの）又は口座引落とし済の通帳のコピーをお持ちください。

⑨ 補助対象者が外国人の場合、在留カード・旅券等、就労できる在留資

格を証するものの写し

（２）申請方法

申請は補助対象者を雇用する事業者が行い、郵送又は持参により表紙

記載の各担当課へ提出してください。

郵送の場合は封筒表紙へ「緊急就労応援事業補助金」とご記載ください。

※記載例を防府市ホームページへ掲載しています。

　市ホームページで「緊急就労応援事業補助金」と検索してください。

７　審査及び結果の通知

審査は随時行います。審査により、本補助金を交付する旨の決定をしたときは交付決定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは不交付決定の通知を後日発送します。

８　補助金の支払い

　「防府市緊急就労応援事業補助金交付決定通知書」が届きましたら、補助対象者の方は「防府市緊急就労応援事業補助金請求書（第３号様式）」を提出してください。

※ 提出は表紙記載の各担当課へご提出ください。

　 郵送でご提出の際は封筒表面に「緊急就労応援事業補助金申請」とご記載

ください。

　 ※交付決定通知記載の補助対象者分の請求書を取りまとめの上、ご提出いた

だきますと支給までがスムーズです。

９　注意事項

（１）提出された書類は返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピ

ー等をしてください。

（２）提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。書類の作成や申請には十分にご注意ください。

（３）ご不明な点がありましたら、事前に表紙記載の各担当課までお問合せください。

（４）補助金の交付にあたり、市が別途お尋ね等をする場合がありますので予めご了承ください。

（５）偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたときや補助金交付条件に違反したとき等は、交付決定の取り消し・支払った補助金の返還を求める場合があります。

（６）申請内容・資格の取得状況等の問い合わせ・確認についてご協力をお

願いします。